

- 日時：2025（令和7）年6月26日（金）午前10時～正午
- 場所：尼崎市役所北館 4-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：9名（石元委員（会長）、伊藤委員、太田垣委員、上玉利委員、木村委員、栗本委員、高尾委員、友永委員、朴委員）
 - (2) 事務局：7名（総合政策局長、文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：4課（人材育成担当、こころとからだ育成課、学び支援課、いじめ防止生徒指導担当）
- 傍聴者：1名

議題(1)、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について

会長

それでは、本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について』を議題とする。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局

——資料1に基づき説明——

会長

何か意見等あるか。

委員

最近の相談は複合的な課題が多く、一つの担当では答えられないため、複数の担当によるケース会議が大事であるが、地域総合センターにおいては、複合的な相談に対してどのように対応しているのか。また、相談者は相談後に地域参画をしているのか。

市民が困っているという状態が続くのは制度が充実していないからであり、相談事業を通して様々な施策課題が見えてくるかと思う。

事務局

市全体で重層的な課題として捉えていく必要があり、重層的支援推進担当の会議に地域総合センター所長が出席する等、各部署と連携しながら取り組んでいきたい。

相談件数については、相談者の高齢化もあり、全体的に減少傾向にある。センターを使った子ども食堂の実施等、地域と関わる中で、センターの職員が出向いて相談を受けたり、センターの場所を使って実施するイベント等でも相談の機会を設けたりしていきたい。

委員

地域総合センター神崎の生活相談の件数が令和4年は244件、令和5年度は35件と約10分の1になっているが、何か理由があるのか。

事務局

民生委員の職員が在籍していた当時、その職員が民生委員として受けた相談を含めて計上していたため、件数や相談内容に偏りが生じていた。その職員の退職により、深く関わっていた相談者からの相談がなくなったことのほか、単なる道案内等も相談件数に計上していたものを現在は除外したことが件数の減少に繋がったと思われる。

委員

「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合（展開方向3）の減少が続いているが、どう評価するのか。また、今後の対策があれば、聞かせていただきたい。研修や啓発を実施すると人権意識が高まるが、自身が行ってきた行動や見過ごしてきたこと等に対する気づきから、一時的に人権意識に関する数値が下がるということはよくあるが、減少が続いている点について、人権意識が高まっているが実践が追い付いていない状況なのかなと思う。

続いて、子どもの人権侵害や子どもの人権に関することで、「ヤングケアラー」に関する記載が出てきておらず、子ども家庭庁がヤングケアラー支援の取組について各自治体に呼び掛けている中で、尼崎市においても介護や保育等も含めた重層的な支援体制の整備に取り組まれていると思う。「ヤングケアラー」がキーワードになってきている中で、子どもたちの学校に行く権利、遊んだり休息する権利について、ヤングケアラー向けの啓発等は実施しているのか。

事務局

「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合については、自分自身のことだけでなく、『自分の学級全体』がどうかと考えた時に、回答割合が減少したことへの影響はあるかもしれない。

関係課

教職員の研修を取り扱う中で、自己肯定感や自尊感情に係るテーマは現在の課題であると認識している。

ヤングケアラーについては、夏の研修講座を実施しており、「子どもの権利条約」をテーマとした研修の講師として栗本委員に来ていただいたほか、LGBTQ、ヤングケアラー、多文化共生の4つの視点で講座を実施した。人権教育担当者研修も実施し、各学校園から教員に参加してもらい、研修内容について内部共有している。一人ひとりの子どもたちが自分の権利を主張でき、居場所がしっかりとあるということをすべての研修において取り扱っていきたいと考えている。

委員

先ほどの発言の主旨は意識と実態の乖離のことであり、子どもの権利意識が高まっているが、教員の意識や学級運営の実態が追い付いていないことについて、意識の高低のみを指標にするのではなく、実態がどうなったのかをモニタリングしなければ、状態は良くならないのではないかということである。

また、ヤングケアラーについて、尼崎市においても当事者は少なくなく、子ども・子育て審議会でも話題になっているので、実施しているのであれば、わかりやすく文言を加えてほしい。

委員

展開方向⑩「言うてええねん会議」について、昨年は日本が子どもの権利条約に批准して30年の節目であり、各地で取組に係る進捗の振り返りが行われた。その中で、子どもが意見を表明したのに、大人が受け止めなかつたことは、むしろ子どもたちの無力感に繋がるのではないか、また意見表明したことによって、具体的にどう変わったかという実感が持てるように、大人の方が受け止める覚悟が求められるという指摘があった。今回、市長に対して意見表明をする場面ができたことはよかつたと思うが、実際にどう変わったのかまで見える形になっているとより良いと思う。例えば、1年間では変えることはできなかつたが、2年後に施策へ反映できた等、長いスパンの報告の中で取り上げられるものもあるのではないかと思った。現時点で事例があれば記載いただき、今後もまとめシートに盛り込んでいただきたい。

いじめ問題については、まとめシートで取り上げられているが、いじめが起つた学校がニュースに取り上げられ、ネットにネガティブな文脈で拡散されることで、直接いじめ問題にかかわっていない生徒が被害者になることがある。情報モラルの啓発やルール作り等子どもたちが加害者にならないための対策だけではなく、いじめの当事者でない子どもたちが被害に遭わないために、不当なことに対してNoと言えること等も含めて、広くネットリテラシーのことを考える必要があるのではないか。

事務局

子どもの意見表明権については、子どもの人権擁護担当が所管の「言うてええねん会議」において、学校の環境や給食等についての子どもたちからの意見がどの程度実現しているのか、長期的に見て成果が出ると考えているのではないか。実際に、子どもの意見から校則が見直されたこと等をホームページで公表している学校もあったので、長期で実現された事例はホームページ等でも見ることができる。

関係課

ネットトラブルの防止のため、情報モラル向上支援事業の支援員を派遣して、小中高61校のうち希望する学校への講演を実施している。支援員と当課の指導主事で訪問し、ネットを介してのやり取りにおいて相手にどう伝わるか、自分が発信した動画や画像によって被害者にも加害者にもなりうるということ、ネット依存等、毎年情報交換をしながら課題を見つけている。今年度は、3つの啓発動画を見てもらうことで子どもたちへの啓発を進める。

委員

いじめの実態報告について、件数の報告はあるが、いじめがどのように解決したのか、経過が見えてこない。まとめシートにいじめの早期発見、早期対応に繋がったと記載があるが、どのように解決、改善したのか。

関係課

いじめ問題については、各学校で3か月見守りをし、いじめ問題が解消しているかどうか、当事者本人・保護者への確認を行っている。令和6年度のいじめ問題は6月時点では約60%解決済である。また、いじめ問題解決後も見守りを続けてほしいといった保護者の意見もあるため、学校は見守りを続けるよう努めている。対処法の詳細については確認しないとわからないが、報告書に解消や継続中という状態についての件数は記載されているため、把握している。

委員

教育委員会の定例会では、進捗状況とその後どうなったかまで報告はあるが、個人情報の関係で公表ができない。その後の経過について、教育委員会の中では解決報告がある。

また、まとめシートに記載のP7~10、「ベトナムママさんの交流会」で、国際交流協会から、通訳を派遣した。その後の進捗状況を聞くと、ベトナム人同士や通訳者とのつながりはできるが、日本人との接点がなかなかできない。同じ国籍でのつながりのみが強くなることは良い面も悪い面もあると思うので、その後の状況については、イベントを実施した行政が、その後の経過観察をする必要があるのではないか。

事務局

地域での外国籍住民と地域住民との交流会は増えつつあり、その場では交流が深まるが、実施後の理解促進や更なる交流にまでは繋がっていない。

イベント実施においては、行政から働きかけることで、地域の生涯学習プラザ等を外国人の方も安心して利用できることをアピールし、イベントに参加していただけるように意識している。また、地域の理解促進のため、好事例となる取組は他の地域でも共有する等、しくみづくりを考えている。

委員

人権意識が高まっているが、実践が追い付いていない状態であるが故に数値が下がってしまった等、モニタリングの難しさを感じている。数値の経年変化に一喜一憂するのではなく、質的調査のように、解決のケースや改善例等を報告に挙げるといった、当事者の声や具体的なエピソードをまとめシートに記載したらしいのではないか。

事務局

指標の是非も検討していく必要がある。今後も、実態に即したエピソードも掲載するなど、検討する。

委員

外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語の支援について、他都市でも取り上げられているが、日本に来てすぐの日本語支援だけでなく、数年後の進路支援についても考えなければいけないという課題があり、尼崎市でも取組があれば記載していただきたい。

また、ネットでの啓発事例で、他都市で部落問題に係る啓発動画のショート動画を作成しており、行政が積極的にポジティブな発信をする取組の事例として参考になるのではないか。

最後に、展開方向 3 の男女共同参画認定事業者の認定についての記載に関連して、滋賀県の「女性活躍推進企業」の認証事業者の理事長による性暴力が裁判になった事件があり、その事業所を認定していたことや指定管理の委託をしていたことについて責任が問われていることから、認証制度における数値的な条件だけでなく、実質的な部分を保証するような認定のあり方について検討する必要性がある。

委員

外国籍の子どもの進路支援について、中学校から高校への進学が課題であり、日本人と外国籍住民とでは進学率が大きく異なる。県立高校等で外国籍向けの試験を実施しているところもあるが、尼崎市立の高校はこうした試験は行っているのか。

関係課

現在、情報を持ち合わせていないが、今後、教育の多文化共生推進を協議する場で各地の先進事例を含めて取り上げて議論していく。

委員

子どもの日本語学習支援に関して、外国籍の子どもが何歳のときに日本に来たのかで教育の方向性やレベルが変わる。以前、学校以外での課外の子どもの学習支援をしていた際には、中学から高校に進学することが子どもたちにとって最大の壁となっていて、高校に進学させることに力を入れてきた。いかに現場で子どもを埋もれさせず、その子どもに適した学習支援をしていくかが非常に難しい。保護者に意思表明をしてもらう、子どもたちに意識を持ってもらう等、あらゆる面での啓発が必要である。当時は南米から来た日系の子どもが多く、小学校低学年で来た子どもたちは日本になじめるが、高学年で来るとなかなかなじめず、高校受験に失敗して本国に帰ってしまう事例が多くあった。

委員

外国籍の子どもと同様のことが、障害者を持つ子どもにも言える。特別支援学校と一般校ではカリキュラムが全く異なるため、一般校を受験しても通らず、学習支援する機関もほとんどない。また、外見で障害を持つ子どもと判断されることがあるが、ここのところ、脳の発達に障害があっても、優秀な子どもたちもいるため、少し気になる。身体障害があっても脳の発達に障害がない子どもたちで、学習支援があれば一般校の受験に合格するケースも多いはずだ。障害者が学べる設備がないという相談が

多いが、市町・企業・学校が連携し、ICTを活用して、障害者が学べるシステムづくりをしていただけたら嬉しい。

会長

まとめシートP20の校則の見直しに向けた取組について、児童生徒が参画できる仕組みをつくったとあるが、どのような仕組みを構築したのか。また、校則の公表について、どのような校則があるのか、示していただきたい。

関係課

校則については、最近は特に服装や身だしなみについての見直しが進められている。例えば、初めに学級等で話し合いをして、集約した意見を生徒総会にかけた後、生徒会と教員（生徒指導・管理職・生徒会担当教員）で決定する。私が在籍していた学校では防寒具について、以前は制服の中にセーターのみというのが一般的であったが、自分のロッカーに入れられるものであれば何を着ても良いというルールに見直された。他にも、くつ、靴下、下着の色の指定や夏服・冬服の切り替えのタイミング、女子生徒のスカート・スラックスの選択等、柔軟なルールになっている。

すべての市立中学校の校則は、各校のホームページで公表している。小田北中学校については経緯経過も掲載している。

委員

公立中学校・高校の校則の見直しに市の教育委員会が介入してチェックする機能などはあるのか。

関係課

学校ごとに一任している。

会長

審議会の配布資料についてはページ数を付けてほしい。

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合は高いが、もともと人権意識が高い人が受講しており、人権問題に関心のない人は受講しない。小中高の人権教育は面白くなかったという大学生を多く見てきた。大学生に人権のイメージを聞くと、暗い、重い、ややこしい等のマイナスイメージをもつ学生が多い。市民も同様で、人権に対してマイナスイメージをもつ人が多いために人権講座の受講が少ないのでないかと思われる。みんなが受ける小中高の人権教育で学校の授業で、人権に対してプラスイメージを多くの児童・生徒がもてば、学校を卒業して社会人になってから、地域の講座に出かけていくことに繋がる。啓発の声が届かない人達にどう届けていくかがどこの行政でも課題だと思うが、まずは誰もが受ける小中高の人権教育で、人権の大切さや面白さを伝える工夫が必要である。

委員

法務省が20年ぶりに人権教育・啓発に関する基本計画を策定している。権利意識、

権利主体であることの意識を醸成するような、今までと違う方向性が打ち出されている。今後、啓発を実施していくときに國の方針を踏まえた展開ができるとよい。

委員

まとめシートP24の「児童養護施設で育つ子どもたち」について、1行目は「児童養護施設」、2行目は「養護施設」となっている。「児童養護施設」が正式名称なので、修正していただきたい。全体を通して「児童ケースワーカー」という単語が出てくるが、そのような専門用語はないので、誰でもわかるような表記にしてほしい。また、「子ども」「児童」や、子どもの「こ」を漢字にする、ひらがなにする等、表記の揺れを正してほしい。

会長

ここまで各委員よりいただいた意見について、事務局と調整し、審議会意見として取りまとめるものを検討する。その他、意見等があれば事務局へ連絡いただく。

議事(2) その他

会長

それでは、本日の議事の2、「その他」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局

今後のスケジュールについて、現時点では、第2回審議会の開催は予定していないため、「人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況等に関連して、新たにご審議賜りたい案件が生じた場合には、会長と相談の上、必要に応じて審議会へ諮りたい。

会長

それでは、これをもって、令和7(2025)年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以上